

公職選挙法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八・四・一三法二）
五）本則（平成二九・四・二）まで（施行）

不在者投票

第四九条①⑥（略）

⑦ 選挙人が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）という連邦区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとすれば総務省令で定める船舶に乗って本邦以外の区域を航海する船舶（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条規定する船舶をいう）であるものうち選挙の当日条第一項第一号に掲げる事由に該当すると思込まれるもの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

新⑧（改正により追加）
⑨（略、改正後の⑧追加）

（在外投票等）

第四九条の二①④（略）

⑤ 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしよとするもの投票については、前条第二項から第八項までの規定は、適用しない。

不在者投票の場合の罰則の適用

第二五五条④⑤（略）

新⑤（改正により追加）

④ 第四十九条第八項の規定による投票については、同項の施設又は船舶において投票を管理し、投票及び投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員は投票管理者と、投票所は投票所とし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所とし、投票を受信すべきフアクシミ装置は投票箱と、同項の施設は船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められたる者は第四十八条

第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者となして、この章の規定を適用する（改正後の⑥）

衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担

第二六三条（柱書略）

一―三（略）

四 第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する選挙事務のため不在者投票管理において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用、同条第二項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用並びに同条第七項及び第八項の規定により行われる送付に要する費用

（選挙に関する期日の国外における取扱い）

第二六九条の二 この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に關する期日の国外における取扱い（第四十九条第一項、第四項、第七項及び第八項の規定による投票に關するものを除く）については、政令で定める。

（選挙に関する届出等の時間）

第二七〇条①（略）

② 前項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項若しくは第八項の規定による投票に關し、国外においてする行為、第四十九条の二第一項第一号の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に對してする行為は、政令で定める時間内としなければならない。

（不在者投票の時間）

第二七〇条の二① 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条

第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に關し不在者投票管理等に對して行う行為（国外において行つてもものを除く、次項において同じ）のうち政令で定めるものは、午前八時三十分（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午前八時三十分から午後八時三十分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）から午後八時（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午後十時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）までの間に行うことができる。前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に對し不在者投票管理等に對して行う行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている職務時間内に行わなければならない。